

一般財団法人東京大学運動会定款

制定 平成25年 4月1日

改正 平成26年6月26日

改正 平成27年6月24日

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は一般財団法人東京大学運動会と称し、英文では、Athletic Foundation of The University of Tokyo とする。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

2 当法人は、理事会の決議をもって、従たる事務所を設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は東京大学における体育及び運動の進歩普及を図り、且つ汎く学生等への支援を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 東京大学の運動部への指導・助言および支援・助成

(2) 東京大学に所属する学生・教職員へのスポーツ機会の支援・助成

(3) 前各号に掲げるもののほか、国内において当法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 財産および会計

(財産の種別)

第5条 当法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は当法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会及び評議員会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持)

第6条 基本財産について当法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

(事業年度)

第7条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(予算および決算)

第8条 当法人の予算は毎年事業年度開始前に理事会にて編成し、評議員会の議決を経てこれを決定し、決算はその終了後評議員会の承認を経るものとする。

(剰余金の分配)

第9条 当法人は剰余金の分配を行うことができない。

2 当法人は毎年事業年度の終わりにおいて剰余金があるときは、評議員会の議決を経てこれを翌年度に繰り越すことができる。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 当法人に評議員5名以上8名以内を置く。

(選任及び解任)

第11条 評議員の選任および解任は評議員会にて行う。

2 評議員のうち3名以上は、次のいずれにも該当しない者から選任する。

(1) 東京大学に所属する職員

(2) 東京大学の役員

(3) 過去に前各号に規定する者になったことがある者

3 評議員は、当法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第13条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 評議員会

(評議員会の構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 合併、事業の全部又は一部の譲渡
 - (4) 収支予算および事業計画
 - (5) 収支決算および付随する決算書類（貸借対照表、正味財産増減計算書）の承認
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- (開催)

第16条 評議員会は定時評議員会として毎事業年度3か月以内に開催し、臨時評議員会として毎事業年度終了前2か月以内に開催するほか必要に応じて開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により他の理事が招集する。

(招集の通知)

第18条 理事長は、評議員会の開催の5日前までに、評議員に対し、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、出席評議員の互選による。

(決議)

第20条 評議員の決議は、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行われなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で、定められた事項

(決議の省略)

第21条 理事が、評議員の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録に

より同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が、評議員の全員に対し評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第6章 役員

(役員)

第24条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上5名以内

(2) 監事 2名以上4名以内

2 理事のうち1名を、理事長とし、理事長をもって法人法上の代表理事とする。

(選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事長は、理事会において選定する。

3 監事は、当法人の理事・評議員または使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、当法人の業務の執行を決定する。

2 理事長は当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令及びこの定款に定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 4 役員は、辞任又は任期の満了後において、第24条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお、役員としての権利義務を有する。

(解任)

第29条 役員が次の一つに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第30条 理事及び監事は、無報酬とする

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(会長)

第31条 当法人に会長1名を置く。

- 2 会長は、理事会において選任する。
- 3 会長は、役員および評議員の任命を行う。
- 4 会長は、役員および評議員の選定ならびに解任を行うことはできない。
- 5 会長は、法令に定めるところの代表理事とはせず、当法人における議決権、業務の執行権限、代表権を有せず、その義務を負わない。

(顧問)

第32条 当法人に顧問若干名を置く。

- 2 顧問は評議員会において選任する。
- 3 顧問は当法人の重要な事業について、理事長の諮問に答え、又は意見を述べることができる。

(兼任の禁止)

第33条 役員及び評議員は、相互に兼ねることができない。

第7章 理事会

(構成)

第34条 理事会はすべての理事をもって構成する。

- 2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(権限)

第35条 理事会はこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解任

(招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第38条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第40条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第41条 議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第43条 当法人は、当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

2 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

3 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 補則

(公告の方法)

第44条 当法人の公告は、官報に掲載する方法によるものとする。

(事務局)

第45条 当法人に、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の同意を得て、理事長が任免し、職員は理事長が任免する。

(実施細則)

第46条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 当法人の最初の代表理事は古田元夫とする。